

# 韓国の社会福祉教育課程の分析

-社会福祉教育カリキュラムと社会福祉現場実習教育を中心に-

鄭 鍾 和

三育大学社会福祉学科 教授、韓国社会福祉教育協議会(KCSWE) 副会長

## 【要旨】

本研究は過去5年間、韓国社会福祉教育現場で重要とされている課題とされてきた社会福祉現場の問題と社会福祉教育課程、社会福祉実践現場の実習教育に対する問題を重点的に研究し、今後どのような方向で韓国社会福祉教育を改革していくかについての方向性を示すための（取る）ものである。

研究方法は2013年に全国の社会福祉教育協議会所属の会員大学を対象に行った実態調査資料を使用し、これを根拠に政策提言を行っている国会セミナー資料や先行文献をもとに分析を行ったものである。研究結果は以下の通りである。

第一に、社会福祉教育カリキュラムは時代ふさわしい改正する必要がある、社会福祉の実践現場で必要とされているケースマネジメントやプログラムの開発理論と実際、社会福祉倫理といった科目をカリキュラムの編成に入れなければならない。

第二、現在の韓国の社会福祉教育標準ガイドラインでは39科目のガイドラインを示しているが、今後の改正ではこれらの科目の内容を十分に検討し、科目内容の調整も行う必要がある。

第三、韓国の社会福祉教育は多様な方式で教育が行っており、量的に膨張している現実を否定できないものであり、専門性の高い社会福祉士養成に責任ある態度をとるべきである。

第四に、社会福祉実習については社会福祉現場も大学教員も強化する必要性を提起しており、社会福祉実習は強化しなければならない。

最後に、社会福祉教育の一元化が必要である。韓国は多様な教育ルートを通して社会福祉士を大量に育成しており、年間3万人が社会福祉士1級を受験している。昨年の試験では46パーセントが合格しており、社会福祉士70万人時代の韓国社会をどのように受け止めるかについて深刻な悩みが必要である。

キーワード：韓国社会福祉教育、福祉教育、社会福祉教育課程、学校教育課程

# The analysis of Korean social welfare education curriculum: focusing on the school education curriculum and social welfare practice education

JEONG JONG-HWA

Ph.D., Prof., Department of Social Welfare, Sahmyook University, Seoul Korea.

Korean Council on Social welfare Education (KCSWE), Vice President

## **【Summary】**

The research study has intensively dealt with important issues in social welfare education field in Korea for 5 years such as the problem of social welfare education field, social welfare education course and social welfare field training. The purpose of this study therefore is to propose the direction of Korean social welfare education reform.

Study method employed to this paper is the data of national condition of social welfare education survey in 2013. Based on the survey, the Congress seminar data package and existing bibliography have been used and analyzed. Study results are as follows:

First, social welfare education curriculum is to be revised as the social situation changes. That is, case management theory, Program and its assessment, social welfare ethics and philosophy required in social welfare field training are to be reformed as the necessity arises.

Second, 39 subjects of guidelines are currently listed in Korean social welfare education curriculum. The contents of these subjects need to be carefully reviewed and revised at the time of education course reform henceforth.

Third, KCSWE(Korean Council on Social welfare Education) needs to make an effort to improve promoting professional social workers in conjunction with government, congress and academic society.

Fourth, field practicum needs to be strengthened along with professors.

Lastly, the unity of social welfare education is required. Social workers are training from various institutions and 30,000 social workers with level 1 certificate produce annually.

In 2015, 46% of examinee passed the social worker licence exam therefore Korea is facing soon 700,000 social workers coming out and need serious consideration regarding how to cope with a great number of social workers.

Key words: Social Welfare Korea, Welfare Education, Education Curriculum, School education curriculum.

## 1. はじめに

韓国社会福祉教育協議会（以下、KCSWEと称する）は、1966年3月に組織され、今年で50年を迎えており、保健福祉部社団法人で、過去50年間韓国社会福祉教育の座標を提示してきた法人組織である。

これまでKCSWEは、社会福祉教科目のガイドラインの出版、各教科の執筆と検討、社会福祉教育関連政策セミナー、公聴会、社会福祉士の資格試験制度についての議論など、社会福祉士の養成と教育課程についての様々な社会問題について政府に対して政策提言を含む多くの努力をしてきたのである。

それにも、韓国の社会福祉教育の現実には、専門性と多様性（養成課程の多元化）の側面でも多くの課題を持っており、これらの専門的な社会福祉教育が多様性という社会福祉教育の実態についてどのように取り組んでいくかという非常に重要な議論の対象とすることができるだろう。

まず、専門性の側面で社会福祉（Social Work or Social Welfare）は、専門的教育課程と専門技術、専門家としての待遇が前提されなければならないものであり、これらの3つの側面を考慮すると、専門教育課程は、米国のように学部または大学院で専門的知識と技術を習得することを前提とし、専門技術は、現場で要求される企画・評価・相談・行政・組織管理などの技術を十分に習得して実践学問としての専門性を教育することをいう。特に、専門技術の習得は、学校での理論教育とともに現場実習（またはインターン実習）が前提されなければならない。

また、専門教育と実践技術を十分に習得した教育課程を履修したとしても専門家としての待遇がなければ社会福祉の専門家としての社会的認知度は低くなり、専門家としての十分な技量を発揮するのは難しいだろう。

次に、多様性という側面で韓国の社会福祉教育は4年制大学中心の教育から、専門大学院、特殊大学院、一般大学院、2-3年制専門大学、eスクール、単位認定制社会教育院教育課程まで社会福祉教育は様々な形で行われており、これは政府の規制緩和と政策の影響もあるが、将来の社会福祉需要と供給を十分に予測できず、政府政策に十分に対応できていなかった社会福祉教育に携わっている我々の責任もあると思う。

特に、韓国社会において社会福祉教育を生涯教育の観点から見ると一部の間違った見方もあるのが現実であり、専門家としての社会福祉教育の現実を素直に受け止め、将来の社会福祉教育の体系を再確立することは、最も重視しなければならない改革課題とすることができる。

このような面から今日の研究課題は、これまでの社会福祉教育（学校教育科と実習教育）過程を分析し、これをどのように改善していくを共に考えることがとても重要な課題といえる。特に、韓国と日本は社会福祉士の国家試験資格制度を持っている国として、社会福祉士の資格を国家試験として資格を認証する過程を経た国であり、これは専門性と公認国家認定という側面から資格の価値付与に重要な意味を持つとすることができる。

本研究では、社会福祉教育の歴史的な展開過程を概観し、KCSWEが去る数年間、取り組んできたカリキュラム改革の議論を中心に大学の社会福祉教育課程と現場実習の体系の再編に対する議論を

提起し、これに対する今後の推進課題を提示する。

## 2. 韓国における社会福祉教育に関する論議

韓国は1947年、国内A大学において社会福祉系学科が設置された後、約60年以上の社会福祉教育が行われており、2014年4月末現在の基準で韓国の社会福祉士の資格登録の現状は、1級が115,454人、2級が558,710人、3級が12,757人で、社会福祉士の資格登録者数は686,921人と集計されている。

これらの多くは社会福祉の実践現場でクライアントのニーズ充足や社会的リスクからの保護、または（地域）社会問題の解決などのために介入をしながら専門家として活動している。特に2000年代に入ってから、社会福祉士の資格証を交付される人の数が急増したが、この時期の間、一年に約8万から10万人という膨大な人数が、様々な教育機関で関連科目を履修して社会福祉士資格証を交付してもらった。これは、2000年代に政府の生涯教育政策の活性化に伴う結果でもあるが、社会福祉系で社会福祉士を専門家と言いつつも、それに関連した社会福祉士制度に対する合理的な管理と統制できなかった結果ともすることができる。そうすると、社会福祉教育課程は、どのような過程を経て発展してきたのかを考察してみたい。

1970年1月、社会福祉従事者に対する資格を新設し、1983年5月、現在の枠組みのような社会福祉士の資格等級を1・2・3級に分類した。また、1997年8月社会福祉士1級に限り国家試験を受けることに関連法律を改正し、2003年から現在まで1級は国家試験を通じて、2級は教育過程で法的教科目の履修のみで、そして3級は実践機関における職務経歴と研修だけで社会福祉士が出てきている。

また、2004年7月からは社会福祉学専攻科目と社会福祉系教科科目の中で、社会福祉現場実習を必修科目として履修するように、「社会福祉事業法施行規則」別表1号で実習機関、実習時間、実習指導者に関する要件を規定している。

このような韓国の社会福祉教育課程を改編しなければならないという専門家の意見が強く提起されており、代表的な議論をまとめると、次のようである。

第一に、社会福祉教育課程に対する問題提起である（イ・ボンジュ他、2011）。韓国の社会福祉教育は、社会福祉事業法で規定している社会福祉士の資格等級と関連されているが、施行規則別表1に示すように、社会福祉士2級は、教科過程の履修だけで資格証を発行しており、需要と供給の面で問題があると指摘している。1級は、このような2級の教育課程に国家試験という事項のみ追加されている状況であり、資格による教育課程の違いはない。

社会福祉教育は、正規大学だけでなく、サイバー大学(eスクール)、単位認定制社会教育院教育課程でも行われており、〈表-1〉に示したように、大学院では、社会福祉専攻必須科目6科目と選択2科目を履修することで、1級国家試験の受験資格と2級社会福祉士の資格を取得することができるようになっている。これは、学部科目に比べてより低いレベルであり、国家試験の必須8科目が試験科目であるが、試験科目も履修していないレベルで1級の国家試験を見ることができるといった論理的な矛盾を依然として示している。これは、学部レベルと比較しても教科目履修レベルは低い方である。

第二に、社会福祉学を教える教育機関、すなわち、供給体系に関する問題点が指摘（鄭鍾和他、20

13) されてきた。現在、社会福祉教育は2-3年制の専門大学と、4年制の正規大学、一般大学院や特殊大学院(リカレント専門)、生涯教育機関である社会教育院、単位認定開設機関、サイバー大学、大学での複数専攻などの様々な経路を通じて社会福祉教育が行われており、これによる量的膨張の結果をもたらし、年間2万人以上が社会福祉士1級試験を受験している状況を見ても、社会福祉教育が量的に膨張していることが確認できる。しかし、このような量的成長にもかかわらず、実習教育機関におけるレベルの高いスーパービジョンの不在と実習生受け入れには十分に準備していない機関での実習は、社会福祉士の質的低下をもたらす大きな課題になっている。

第三に、社会福祉士制度を合理的に運営するために必要な関連教育政策と資格制度が一致しなかったり、個別的な側面で内容的に不在している点である。特に、社会福祉教育課程を多様な経路を通じて、量産している状況では教育課程の格差も大きく、それによる社会福祉士の力量の差が大きいため、これも大きな課題として指摘されている。

第四に、時代の変化に伴う社会福祉の教科過程の変化がまともに行われなかったという点である。社会福祉は、社会問題に対応する実践領域であり、時代的变化による社会問題に素早く対応しなければならないし、これに必要な専門性の高いマンパワーを育成するのは木養育機関として最も責任として考えなければならない。社会福祉教科過程と実践現場との隔たりは、国内外を問わず解決すべき課題の一つである。韓国社会の急激な高齢化現象と大学卒の青年層の高い失業率と経済不安定などで社会的支援対象は広がっており、社会的リスクも高まっている。このような実態は社会福祉サービスの対象層が拡充されているだけでなく、彼らの多様なニーズに応えることのできる専門性を備えた人材が必要であることを物語っている。一つの事例として、社会福祉館の事業として「ケースマネージメント機能」、「サービス提供機能」、「地域社会の組織化機能」に変化していることが挙げられ、全国の福祉ハブ化事業は訪問型の洞（日本の市区町村の下部にある行政組織）住民福祉センターがその実例である。これは福祉事務所の役割を持たせるもので地域福祉で最も重要なケースマネージメント機能が制度的には推進されていながらも、実際に社会福祉教育課程では、法律決められた選択科目や必修科目にも指定されていない。社会福祉サービスに対する社会的期待と深化されている社会問題に対応できる専門性を持つ人材を育てるためには、教育システムと現場が協力して教科カリキュラムを改定のために努力しなければならない。

下の表-1は、現在の社会福祉教育課程を社会福祉士の資格制度と関連して規定した科目である。

これらの法的履修科目を中心に教育する韓国の標準教科目体系の利点と外国のように領域別科目履修基準と領域別試験科目を定める基準を比較してみると、長所と短所があるが、国家試験を運営する側面での管理的な側面と学生の専攻深化のための専門性向上の教科目という側面での利点がある。

<表一1> 社会福祉学の専攻教科目と社会福祉関連教科目

(社会福祉事業法施行令で定めている社会福祉士履修科目)

1. 社会福祉学の専攻教科目と 社会福祉関連の教科目及び単位 <sup>1</sup>		
区分	教科目	履修科目 (単位)

<sup>1</sup> 韓国の社会福祉教育カリキュラムで1単位は1時間60分の授業を意味する。日本の場合は、1単位90分の授業なので韓国とは授業時間が異なっている。

		大学院	大学、専門大学
必修科目	社会福祉概論、人間の行動と社会環境、社会福祉政策論、社会福祉法制、社会福祉実践論、社会福祉実践技術論、社会福祉調査論、社会福祉行政論、地域社会福祉論、社会福祉現場実習	6科目18単位 (科目当たり3単位) 以上	10科目30単位 (科目当たり3単位) 以上
選択科目	児童福祉論、青少年福祉論、老人福祉論、障害者福祉論、女性福祉論、家族福祉論、産業福祉論、医療社会事業論、学校社会事業論、精神健康論、矯正福祉論、社会保障論、社会問題論、ボランティア論、精神保健社会福祉論、社会福祉指導監督論、社会福祉資料分析論、プログラム開発と評価、社会福祉発達史、社会福祉倫理と哲学	2科目6単位 (科目当たり3単位) 以上	4科目12単位 (科目当たり3単位) 以上
<p>▷備考：教科目の名称が同じではない場合でも、教科の内容が同一であると保健福祉部長官が認める場合には同一教科目と認める。</p> <p>2. 必要な科目の中、社会福祉現場実習に関する基準</p> <p>a) 実習機関：法第2条第1号による社会福祉事業と関連する法人及び施設、機関や団体とする。</p> <p>b) 実習指導者：社会福祉士1級の資格を持つ者であって、3年以上または社会福祉士2級の資格を持つ者は5年以上社会福祉事業の実務経験のある者が実習を指導しなければならない。</p> <p>c) 実習時間：現場実習時間は、120時間以上とする。</p>			

### 3. 韓国の社会福祉教育の（取る）実態調査の現状と課題

2013年、全国の社会福祉学科会員大学と社会福祉実践現場で働く社会福祉士を対象にアンケート調査を実施した結果を中心にまとめて、韓国の社会福祉教育の実態をまとめると、次の通りである。調査期間は2013年6月21日から7月5日までであり、調査対象はKCSWE加盟大学の教員と社会福祉現場で働く社会福祉士を対象に調査が行われた。

調査方法は、社会福祉士の場合1,635人と、大学教員の場合、80校の会員大学のうち、52校の社会福祉学科と80校の大学に在職中である550人のうち184人が回答して分析した結果に基づいたものである。

調査目的は、社会福祉教育の実態を把握し、時代の状況に合った科目を再編しようとするものであり、今後のKCSWEが推進すべき社会福祉教育の再編方向の基礎資料を得るために実施したものである。この調査を通じて結論的に示したものをまとめると、大きく社会福祉教育課程の改編に対するものと社会福祉現場実習の強化の方策にまとめることができるだろう。

まず、社会福祉教育過程に必須的な要素である新規科目の開設については時代的状況を反映し、改編する必要があるとの意見が強かった。実質的に教育機関の実態調査で法定教科（現行42単位）を忠実に開設して運営しており、韓国社会福祉教育協議会（KCSWE）のガイドラインによる教科目の運営を忠実に実行していることが分かったが、実践現場と教育機関の教員を対象にした調査で、現行の社会福祉教育課程の改編の必要性が強く提示され、教科の改編は、時代的状況を反映して改編する必要があるという問題提起をしたと言える。

特に、法的履修科目の改編が必要な理由として、「急変する社会福祉実践現場の状況とニーズに対処するために」を挙げた場合が現場社会福祉士の場合は48.9%、教員の場合は32.0%であった。社会福祉教育を履修し、社会福祉士の資格証を備えた現場の専門家の半分程度が時代的状况を反映した科目改編が必要であるとの意見を示したものである。

社会福祉教育を提供し、専門家を養成していく主な役割を担っている教員の場合も、やはり3分の1ほどが時代の変化に対応する教科目改編が行われなければならないと考えているのである。現行の社会福祉教科目が、変化する社会現象と問題に介入できる能力を備えた社会福祉人材を養成する基準に及ばないという現実を反映している。

したがって、現行の教育課程の改編の方向は、国家試験の必須科目の改編と選択科目の改編が求められているところ、必須科目の改編では、現行の国家試験1級の8科目を改正する必要がある、その必須科目の優先順位別にみると、①社会福祉倫理と哲学、②プログラムと評価、③ケースマネジメント論を提示している。

「社会福祉事業法」第1条の2（基本理念）で社会福祉事業を実施する上で、社会福祉を提供する者は、社会福祉を必要とする人の人権を保障しなければならないと明示している。人権は、社会福祉実践の主なベースであり、社会福祉倫理と哲学科目に対する高い関心は望ましいといえる。プログラムと評価は、社会福祉士の主な能力と挙げられるもので、現場または現場実習教育カリキュラムで重要に扱われており、これに対する欲求が高いものと理解される。特に、ケースマネジメントは、まだ非法的科目であることにもかかわらず、これらの欲求が登場するのは時代的状况を反映しているものと見ることができるのである。ケースマネジメントは、2012年社会福祉事業法施行規則別表3で社会福祉館事業でケースマネジメントが必須事業として規定されたが、まだ教育現場では、ケースマネジメント論を開設していない大学も多いのが実態である。これらの理由は、非法的科目であるためである理由が最も大きいと言えるし、社会福祉教育課程では、これまで十分に扱って来なかったことを認めざるを得ないのが現実である。したがって、現行の社会福祉教育課程の必須履修科目は、ニーズ調査で示された3科目（9単位）を含めて、既存の42単位履修から51単位履修に強化しなければならないことを示唆している。

第二に、社会福祉現場実習の履修単位及び実習履修方法の改善が必要である。これは長い間議論してきた問題でもあるが、今回の実態調査を通じて社会福祉現場実習の履修の改編の方向を提示すると、次のようなものがある。

①現行の社会福祉現場実習に対する法的規定は、「社会福祉事業法施行規則」の別表第1号で、必修科目のうち、一科目で運営されるようにしており、社会福祉現場実習を強化させる必要がある。そのためには、「社会福祉事業法」上に関連社会福祉士資格証交付等による社会福祉士制度の一つの制度で規定されている条項が含まれるように改訂する必要がある。

②社会福祉現場実習の運営基準について、現在は実習機関、実習指導者、実習時間の事項のみ明示されているが、ここに実習指導教員、実習指導定員、スーパービジョン、実習費用、実習プログラムなどの事項も含まれなければならない。具体的には提言すれば、実態調査で示されたように、教育機関では指導教員1人当たり20人の学生が適正であり、実習機関での実習指導者1人当たり学生5人以内が適正であると言えるだろう。

③このようなものを現在より強化された側面から運営できるようにしなければならない。例えば、

社会福祉現場実習の実習時間を現行の120時間から160時間に強化しなければならない。今回の調査でも、現行の120時間を160時間以上に強化しなければならないとの意見が支配的であって、既に多くの教育機関でも現場実習を6単位（360時間）に履修するようにしている。さらに実習機関で平均160時間から200時間程度に現場実習を強化する方向に運営している。実習指導者に対する資格基準の強化だけでなく、実習指導教員の資格基準を社会福祉士資格所持及び現場経験3年などの教育機関の実習教育の質的水準も担保されるべきである。また、実習指導者及び実習指導教員1人当たり指導できる適正人数を規定して、実質的な側面でスーパービジョンが行われるように強化しなければならない。特に、従来の社会福祉系で主張されてきた社会福祉現場実習認証制度は、今後の実習は積極的な方向の応答が高く、現行の実習機関登録を実施している状況を考慮すれば、今後の実習は強化する方向に向かわなければならない。しかし、今すぐに認証制度を施行することは、現実的な制約が多く、韓国社会福祉士協会では、2013年から社会福祉現場実習機関及び指導者の基準を標準化して実践機関及び実習指導者登録制を実施している。つまり、実践可能な制度から整備して認証制度に進む基盤を用意しようとするものである。

社会福祉現場実習の改編と実習認証制度に対する意見は、イボンジュ他の研究者（2011）の調査結果からも提案されている内容と脈絡を共にする。社会福祉学問の特性上、実習が強調されるしかないが、現行の社会福祉現場実習教育の改編は、教育の質と専門性の向上に重要な役割を果たすことと期待される。対人サービス領域で現場実習はますます強化されている傾向であるが、例として保育学科（保育教師）や看護学科（看護師）は、実習時間の拡大、科目別実習などを行っており、今後の社会福祉現場実習の強化は至急であると言える。しかし、実習機関の問題点を傍観することもできないが、スーパービジョンの不足や実習機関の実習生の多過ぎ、実習内容の不備などが問題点として指摘されている。

現行の社会福祉教育の量的拡大によって、社会福祉士の資格を取得するための実習履修が義務履修であるため、大学だけでなく、サイバー大学や単位履修社会教育機関を運営する実習機関の実習生飽和状態に根本的な対策も必要になるだろう。

現行の大学での実習教育も様々な課題があり、スーパービジョンの不在、実習内容の不足などの批判が起こっている状況を考慮して、何よりも実習生を十分に教育できる実習機関の質的向上とスーパーバイザーの質的向上の条件が伴わなければならない。したがって実習を強化する方向で氾濫する実習生をどのように質的に向上させ、実習を履修させるかについて議論する必要がある。特に、現場実習教科と関連した実習マニュアルは、実習機関や教育機関、そしてこれに対する政策を担当する教育省で共通に活用できるものとしての開発する必要がある。このためにKCSWEと韓国社会福祉士協会、韓国社会福祉学会と保健福祉部、韓国教育課程評価院などが共通のガイドラインを研究開発し、これを関連教育機関と社会福祉実習機関に積極的に活用するように奨励する必要がある。

第三に、社会福祉士の専門性向上のための社会福祉士の資格制度の強化の方向に行かなければならない。現行の韓国の教育課程上、社会福祉教育は、正規大学のオフライン教育とオンラインで運営されている単位認定制を通じて社会福祉人材が輩出されている。このような量的成長は、社会福祉の時代精神の流れを作るのに貢献したと言えるが、1級は国家試験を通じて養成され、2～3級は教育課程の履修だけで資格を取得するために、質的な面から現場では、様々な問題点と指摘されているのである。したがって、これまでの専門社会福祉士資格証の導入議論や社会福祉士2級も国家試験を通じて合格した者に資格証を発給する制度で行かなければならないという議論は、現在、国会保健福祉委員会に発議された改正法案が、これをよく示していると言える。



これは、現行の社会福祉士の資格制度が専門家の養成に不十分だという意識が共感帯を成し遂げたものであると言えるだろう。

現場の社会福祉サービスの専門性については、本研究の結果からも示されているが、社会福祉士を対象に、本人の専門性の程度で「普通レベル」と「低いレベル」に回答した場合が、全体の66.7%となった。韓国での社会福祉士に対する専門性の認定程度では「普通である(21.8%)」、「そうではない(45.3%)」、「非常にそうではない(25.8%)」となり、社会福祉専門家としてのアイデンティティと社会的認識が低いものと認識していることを示している。現場に必要な専門知識は、社会福祉サービスの質に直結される問題であり、社会福祉教育体系と社会福祉士の資格制度は、質の高い専門家を養成するために、必ず改善されなければならない課題である。

教育機関の調査でも実習を強化し、科目を改定して現行の42単位履修を拡大しなければならないという意見が73%に達するのは、これを支持する結果であると言える。したがって、現制度の教育課程履修だけで2級社会福祉士の資格を発給する制度を改善し、国家試験を受けて合格した者に資格を与える制度で運営されている国家資格認定試験も資格管理を充実される必要性がある。このような社会福祉士の過剰供給問題については、政府の強い意志と社会福祉系の資格制度改善に対する積極的な協力と努力が共に行われるべきであり、社会福祉教科目を便法で運営する教育機関や実習を不正で行う実習機関については強力な制裁措置が伴わなければならない。

「社会福祉事業法」第5条では、人権尊重と最大の奉仕を定めている。「福祉業務に従事する人は、その業務を行う際に、社会福祉を必要とする人のために人権を尊重し、差別なく、できるだけ奉仕しなければならない。」と業務活動を奉仕に表現している。社会福祉業務の専門性に対する低い意識をそのまま示しているものである。これは社会福祉士が専門家として扱われているかについては、意見を異にしているからである。これは、イボンジュ(2011)の先行研究でも実態として示されているように、専門家としての教育と現場処遇に対する改善すべきことが多いものである。

韓国ではこのような社会福祉士の処遇改善のために制定された「社会福祉士などの処遇と地位向上のための法律」が施行されて3年が過ぎているが、未だに社会福祉現場での劣悪な労働条件それほど改善されず、社会福祉士の自殺が続いている現実を黙視することができないものである。

社会福祉士の資格証の発給は、能力と資質のある人に与える専門資格であり、専門家として力量を発揮できるものだが、専門家として働ける実践現場での処遇は改善すべき課題が多い。これき社会福祉の現場の実態を十分に把握せず、政策立案を遅らせている責任も多きものと考えられる。

韓国

#### 4. 社会福祉実習教育の改善方向

社会福祉現場実習教育に対するKCSWE会員大学の教員認識実態と実践現場で働く社会福祉士認識を比較して実態調査をもとに整理したのである。

##### 1) 大学の社会福祉現場実習科目の開設実態

KCSWE 会員大学の実態を見れば、社会福祉現場実習教科目を‘必須’と‘選択’で区分してそれぞれ

れ社会福祉現場実習教科目がいくつの講座に開設されたのかを調査した結果、必須で開講している学科が全体の98.0%にのぼり、選択で開講しているのも46.9%である。ここで必須履修は、現場実習1の場合、必須120時間以上の実習履修を意味し、選択でせあると回答した場合の実習は現場実習2の場合を言う。すなわち、法的必須履修は120時間以上であるが、実習2を履修することで3単位をもつと履修することを意味する。

## 2) 大学の社会福祉現場実習教科目運営方式

社会福祉現場実習教科目を開設して運営する場合、運営される週刊と時間をよく見れば（すべて取る）、教科目運営は平均13週間であり、1学期64時間である。すなわち、現場実習とは別に実習と係わった授業を毎週授業として行っていることを意味する。授業運営は実習発表と討論、スーパービジョンなどである。そして社会福祉現場実習教科目の運営時期に対する回答では「夏休みや冬休み中、学期中など混合して授業を行っている。

## 3) 社会福祉現場実習教科目履修可能な学期に対する規定

社会福祉現場実習教科目履修可能学期に対する規定有無と規定があるとなれば、どのように規定しているかをみると、規定のある大学が大部分をしめる。すなわち、規定があると回答した場合が88%の44大学である。次に、このような規定がある場合、履修可能な学期をいつに規定しているかどうかを見れば、「6学期から」と「5学期から」にそれぞれ19個大学(38.0%)と17個学科(34.0%)で分かれている。つまり、社会福祉実習は教養課程が終わる時期である3年時に履修していることを実態として表している。

## 4) 社会福祉現場実習教科目の先行履修科目規定

社会福祉現場実習教科目を履修する前に必修科目として受講しなければならない科目規定についてみると約半数以上の大学である31校(59.6%)が、KCSWEのカリキュラム規定に従っていると該当している。「別途の規定に従うという該当も25%である12校の大学である。また、規定なしと回答している大学も8大学(15.4%)を示している。

## 5) 実習担当指導教員に関する事項

社会福祉現場実習を担当する指導教員があるのかその有無を調査した結果、回答したすべての学科では実習担当指導教員があると回答するにちはであった。そしてこのような実習担当教員と係わった職位、社会福祉士資格有無、現場経歴を中心に考察すれば次の通りである。

第一、実習担当指導教員に対する職位を見れば一番多い割合を占める職位では‘専任教員’で 79.4%である。そして‘外来講師’は 7.9%、‘実習専任教員’は 4.8%、‘産学協力教員’は 1.6%でそれをしめている。

第二、実習担当教員の社会福祉士資格有無に対しては 2個大学(3.8%)を除いては大部分の学科の 50個大学(96.2%)で実習担当教員は、社会福祉士1級資格証を持っていると回答している。

第三、社会福祉現場実習を担当する教員別現場経歴期間をみると個別による偏差があり、現場経歴がない人から24年のベテラン経歴を持った人まで多様であり、平均7年の現場経歴を持っている。

## 6) 社会福祉現場実習教科目の受講生及び実習指導学生人数

社会福祉現場実習教科目を運営する過程に一学期当たり平均実習受講人数を分析して見れば、平均 67名にのぼる。しかし、その偏差が各学科別で大きく異なるので、最小10人から最大250人までその格差が大きい。そしてこれを科目当りに細分化してその受講人数を分析して見れば、平均43人で学期当たり平均人数と比べては減少した数値だが、一科目当たり40人を越えることを表す結果である。

しかしこのような科目当たり平均受講人数も個別学科ごとに偏差が大きかったが、最小10人で最大250人で格差が大きい。また、教員1人当たり社会福祉現場実習教科目を平均的に何人ずつ指導しているかどうかを分析して見た結果、教員1人当たり平均33人の学生たちを指導していることで学科によって格差が大きいことがわかる。

## 7) 社会福祉現場実習教科目担当助手の有無

社会福祉現場実習教科目担当指導教員以外に担当助手が学科にあるかどうかを調査した結果、‘担当助手がある’と言う回答は 17個学科(32.7%)で‘担当助手がない’と回答した 4個学科(7.7%)よりは多かったが、‘学科(行政)助手が兼任’とあると回答した 31個学科(59.6%)よりは低かった。すなわち、非常に少数の学科で実習担当助手を採用しているという結果である。

## 8) 実習マニュアル使用有無

学科で社会福祉現場実習マニュアルの使用有無について見れば、‘使っていない’と回答した大学 2個学科(2.9%)で非常に低い数値を占めており、殆どマニュアルを使っている。一番多い32個学科(52.9%)の大学で個別に開発したマニュアルを使っていると回答している。その次に‘韓国社会福祉士協会が開発したマニュアルを使っている’と言う回答は28個学科で41.2%を占めている。

## 9) 学科の現場実習指導について

学科や該当の学校などで社会福祉現場実習に対する支援内容を見れば、‘支援がない’と言う回答はなく、すべての学科で現場実習と関わる支援活動をしているが、‘担当教員実習機関訪問’が 46.6%で一番多かったし、その次に‘担当教員実習機関連絡(書類及びオンライン)’が 30.1%で多かった。‘実習指導者懇談会’は 20.4%であり、‘その他’は 2.9%だった。この実態を見れば現場実

習の場合、必ず実習指導教員が現場実習機関を巡回訪問するように教科目マニュアルでは規定しているものの実際訪問は46%くらいで、実習指導者懇談会などの現場訪問ない実習指導が行っている。

#### 10) 社会福祉現場実習教科目の授業運営方式

社会福祉現場実習教科目の授業運営方式は、主に二つの方式で現われている。一つ目は‘発表及び討論’で40%くらいを示しており、他の一つは40%の学科で主に授業を行っていると回答している。

#### 11) 社会福祉現場実習オリエンテーション実施方法

調査対象すべての学科で社会福祉現場実習オリエンテーションを行っているという回答している。一年平均2.7回程度である。しかし、各教育機関の学科によって実施回数は大きい格差を見せている。最小1回で最大16回までその格差が大きい。1回当り進行時間は平均2時間くらいである。社会福祉現場実習オリエンテーションに対する内容は、‘実習生の態度と注意事項’が一番高い 24.5%を占め、その次では‘実習日誌の作成、記録のとり方、倫理規定などが21.2%、‘実習機関選択及び紹介が20.8%、実習分野紹介が19.8%などなのである。プログラム企画及び評価は11.3%で低かった。

#### 12) 実習室の設置有無

実習室空間を別に設置して運営しているかに対して約半数近い29個学科(55.8%)で実習室が別に設置されていると回答している。

#### 13) 社会福祉現場実習教科目の評価方式

社会福祉現場実習教科目の評価方式に対して多数の学科で‘絶対評価’方式を活用しているが、‘絶対評価’方式に対する回答は42個の大学で全体回答の80.8%を占めている。この外の評価方式である‘相対評価’方式は7.7%(4個学科)であり、この複合方式を採択している場合は5.8%(3個学科)である。ところが‘パス単位で運営’すると回答(3個学科5.8%)した大学もある。

#### 14) 現場実習機関の問題点

教育機関の各学科長などが現場実習機関に対する問題点で認識していることは‘スーパービジョン不足’が一番多い21.6%であり、その次に‘機関・実習内容の専門性不足’が19.6%、‘実習計画(実習カリキュラム)の不備’が16.2%で三番目に多かった。そして‘機関別過度な実習生人数’は13.5%で、‘実習機関の不足’は12.2%である。この外に‘過度な実習費’(7.4%)‘機関の非倫理的実習運営’(6.1%)、その他(3.4%)である。

#### 15) 実習費用の負担方式

社会福祉現場実習の費用を負担している方式に対する質問項目では一番多い返事をしたのは、実習生本人が負担’する場合は65.3%で32個大学である。そして、26.5%である13個では‘学校及び個人共同負担’すると回答している。一方、‘学校で全額負担’する場合は非常に少ない4個学科(8.2%)である。4個学科全て実習費が学生の授業料に含まれていないと回答している。

## 5. 社会福祉現場実習に対する実践現場の社会福祉士と大学教員の認識差

### 1) 社会福祉現場実習教科目履修強化に関する意見

現行社会福祉現場実習は、法的必須履修教科目の一であり、社会福祉士事業法施行令及び施行規則に規定されているもので、現在3単位(120時間以上)になっている。このような社会福祉現場実習に対する適正履修単位を質問した結果、教員と社会福祉士の回答者の約70%以上が6単位以上と回答しており、実習の強化する必要性を表している。教員の場合、現行のような3単位は41人で22.9%に過ぎない一方、社会福祉士の場合500人で30.6%で相対的に高く示している。これを考慮に入れば教員が社会福祉士より現行の3単位を6単位以上拡大しなければならないという意見がもっと多いのであるが、教員は6単位が適正であるという回答の割合が65.9%(118人)で高く現われた。ところで社会福祉士の中で現行3単位よりもっと多い履修単位が適正であるという意見で6単位で回答割合が45.8%(749人)であるのを見れば9単位や12単位、15単位がそれぞれ10.7%(175人)、6.2%(101人)、6.7%(110人)であり、実習をもっと強化しなければならないものである。これは実践学問としての社会福祉学のアイデンティティを提示してくれる重要なデータで理解したいものである。

〈表-1〉 社会福祉現場実習強化に関する集団間の認識比較

カテゴリ	教員グループ		社会福祉士グループ	
	回答者数(N)	割合(%)	回答者数(N)	割合(%)
3単位	41	22.9	500	30.6
6単位	118	65.9	749	45.8
9単位	16	8.9	175	10.7
12単位	4	2.2	101	6.2
15単位	-	-	110	6.7
合計	179	100.0	1635	100.0

### 2) 社会福祉現場実習履修時間強化に関する意見

現行社会福祉現場実習は総120時間以上を法的履修時間として規定している。これに対して適正履修時間を調査した結果、二つの集団とも現在の120時間よりも拡大する必要があると回答している。すなわち、教員の場合、現行の120時間は24人(13.5%)に過ぎない一方、120時間-160時間以上に拡大したいのは83人(46.6%)、そして240時間以上に拡大したいのは71人(39.9%)で比較的によく示している。社会福祉士の場合現行の120時間にことを留まるのは549人(33.9%)が回答したが、120時間から160時間まで拡大することに賛成するのは691人(42.3%)がである。そして240時間で拡大に対しては395人(24.2%)が賛成している。このように教員集団が社会福祉士集団より実習時間を現行より拡大しようという意見がもっとも高かったのである。

〈表-2〉 社会福祉現場実習履修時間の強化に関する認識の比較

カテゴリ	教員グループ		社会福祉士グループ	
	回答者数(N)	割合(%)	回答者数(N)	割合(%)
現行の120時間	24	13.5	549	33.6
120から160時間に拡大	83	46.6	691	42.3
240時間に拡大	71	39.9	395	24.2
合計	178	100.0	1635	100.0

3) 社会福祉現場実習学生の指導人数に関する集団の間比較

社会福祉現場実習を担当する実習指導教員と実習指導者(スーパーバイザー)に対する1人当たり適正な学生または実習生の数はどの程度が適正人数なのかについてそれぞれ教員と社会福祉士を対象に調査した結果、教員は実習指導者1人当たり平均20人(標準偏差8.698)であり、社会福祉士は実習指導者1人当たり2人-3人以内が適正だと59.4%(971人)が回答している。

〈表-3〉 実習指導教員1人当たり適正学生数に関する教員の認識

カテゴリ	割合(N)		平均(M) (標準偏差df)
	人数(N)	割合(%)	
5人以下	7	4.0	20.0 (8.698)
6人-10人	22	12.4	
11人-15人	38	21.4	
16人-20人	67	37.7	
21人-25人	5	2.8	
26人-30人	27	15.2	
31人-35人	2	1.1	
36人-40人	8	4.5	
41人以上	2	1.1	
合計	178	100.0	

#### 〈丑-4〉 実習指導者1人当たり適正実習生人数に関する社会福祉士の認識

カテゴリ	人数(N)	割合(%)
1人	95	5.8
2人-3人以内	971	59.4
4人-5人以内	468	28.6
6人-7人以内	63	3.9
8人-9人以内	21	1.3
10人以上	17	1.0
合計	1635	100.0

#### 4) 実習指導者資格要件を社会福祉事業法の施行規則に明文化する認識の比較

最近社会福祉系などで実習指導者の資格を‘社会福祉事業法’に規定しようという意見がある。例えば、現在 社会福祉事業法施行規則では現場実習リーダーの資格要件で1級資格証もっている社会福祉士の場合、実践現場の経歴が3年、2級資格証を持っている場合、実践現場の経歴が5年であること規定している。これを改正して 社会福祉事業法に1級社会福祉士資格をもって、5年以上の現場実務経歴を持っている者に現場実習リーダーの資格要件を規定しようとするものである。このような意見にどのように思うのかに対して教員と社会福祉士二つの集団比較では(非常に同意、同意)がそれぞれ84.0%, 74.0%で非常に高く現われた。もちろん、二つの集団間比較では社会福祉士よりも教員集団の方でもっと高く現われている。

#### 5) 社会福祉現場実習機関の認定制度の導入について

一方、社会福祉業界で続けて主張されて来た社会福祉現場実習機関の認定制導入に対してどのように思うのについては、二つの集団とも非常に同意、同意と相対的に高かった。教員の場合非常に同意は 86人(47.5%)、同意は63人(34.8%)、そして中立は25人(13.8%)であった。一方、反対と非常に反対はそれぞれ6人(3.3%)と1人(0.6%)で非常に低く回答されている。社会福祉士の場合、非常に同意は691人(42.3%)、同意は633人(38.7%)、そして209人(12.8%)で比較的肯定的な返事が現われた。一方、教員集団と一緒に反対と非常に反対は72人(4.4%)と30人(1.8%)で相対的に非常に低く現われた。

## 5. 今後の課題

韓国はこの5年間社会福祉教育と現場実習について実態に基づく研究を進めてきており、その結果を保健福祉部に提案している。

それをまとめてみると次の通りであり、本研究の結論でもある。

第一に、社会福祉教育カリキュラムは時代ふさわしい改正する必要がある、社会福祉の実践現場で必要とされているケースマネジメントやプログラムの開発理論と実際、社会福祉倫理といった科目をカリキュラムの編成に入れなければならない。

第二、現在の韓国の社会福祉教育標準ガイドラインでは39科目のガイドラインを示しているが、今後の改正ではこれらの科目の内容を十分に検討し、科目内容の調整も行う必要がある。

第三、韓国の社会福祉教育は多様な方式で教育が行っており、量的に膨張している現実を否定できないものであり、専門性の高い社会福祉士養成に責任ある態度をとるべきである。すなわち、韓国社会福祉教育協議会(KCSWE)が主導的に政府と国会議会、関連学会とも連携して問題改善を図らなければならない。

第四に、社会福祉実習については社会福祉現場も大学教員も強化する必要性を提起しているが、この実態の背景には複雑な利害関係がある。実際、韓国社会福祉施設評価ガイドラインでは2014年から社会福祉実習受け入れが共通の評価項目から抜かれている。施設評価委員長はそれぞれ皆大学教員でせあり、実践現場の担当者も社会福祉士であるのにこのような結果を招いているのは理解硬いものである。しかし、社会福祉を実践学問であると認めているのならば社会福祉実習は強化しなければならない。海外の事例を見ても韓国は早急に改善をしなければならない。

最後に、社会福祉教育の一元化が必要である。韓国は多様な教育ルートを通して社会福祉を大量に育成しており、年間3万人が社会福祉士1級を受験している。昨年の試験では46パーセントが合格しており、社会福祉70万人時代の韓国社会をどのように受け止めるかについて深刻な悩みが必要である。

日本は、社会福祉教育3団体が統合し、新たな体制構築を目指していると報告しているが、韓国はこのような環境をどのように受け止めるべきかについて考えなければならない。量的に膨張している韓国の現実をそのまま傍観するのか、それとも KCSWE が改革の旗を掲げるかは今後の重要な選択である。

## 【参考文献】

- 이봉주.강홍구.최명민(2011), 「사회복지사 교육과정 및 자격제도 개선방안 연구」, 보건복지부.서울대학교 산학협력단.
- 정종화, 김제선, 김옥진, 박영란(2013) 한국사회복지교육의 실태와 개선방향, 국회의원 유재중 의원실, 한국사회복지교육협의회.
- 정종화(2013) 세계의 사회복지교육 동향과 한국 사회복지교육의 진로 “세계사회복지교육 학술대회”, 국회의원 김정록 의원실, 한국사회복지교육협의회.
- 정종화(2014) 한국사회의 변동과 사회복지교육의 도전에 대한 사회복지 교과목 개편방향, 국회의원 유재중, 한국사회복지교육협의회.
- 정종화(2016) 세계의 사회복지학 교과목 지침동향과 한국사회복지학 교과목 지침과제, 한국사회복지교육협의회, 연세대학교 사회복지대학원.
- 정종화(2016) 사회복지실천현장의 과제와 향후 정책방향, “한국, 미국, 일본의 사회복지 현장실습 국제비교”, 한국사회복지협의회·한국사회복지사협회.
- 이광석(2016) 21세기 사회변화와 사회복지교육의 대응, 한국사회복지교육협의회.
- 정종화, 김제선, 김옥진, 박영란(2013) 한국사회복지교육의 실태와 개선방향, 한국사회



복지교육, 제23권, pp. 1-37.

- 정중화, 최은라, 김제선(2014) 사회복지교육과정 개편방향의 논의와 과제: 사회복지사업법 시행령 및 시행규칙 개정안(案)을 중심으로, 한국사회복지교육 제27권, pp. 1-24.
- 정중화 외 5인(2015) 복지영역 변화 교육과정에 반영하라 -업무, 직무영역 대폭확대; 현실 맞는 교과목 개편 절대필요-, 복지저널 제81호, pp. 6-10.
- 정중화(2015) 사회복지사업법 전문개정과 사회복지교육이 개편방향, 한국복지경영학회 춘계학술대회자료집, pp. 3-31.
- 현외성, 이광석, 임현승, 조추용, 양여자, 이성희(2014) 현대복지국가의 사회복지교육, 공동체.
- 2015-2016 사회복지학 교과목지침서, 한국사회복지교육협의회(KCSWE).